

教職員のための

児童虐待対応の手引

奈良県教育委員会

(令和6年3月改訂版)

～利用にあたって～

子どもへの虐待は様々な要因が絡みあっていることが多いため、ただ一つの対応方法で、また一人や一機関のみで解決できるものではありません。学校においても、全校体制による組織的対応と、関係機関との連携が不可欠です。

この手引は、学校の教職員を対象に、児童虐待の基本的な理解と対応についてまとめたものであり、援助のための一つの手がかりとして利用してください。

また、「養護教諭のための児童虐待対応の手引」（文部科学省）や「市町村要保護児童対策地域協議会実務マニュアル 私たちのまちの子ども・子育て家庭への支援のために」（奈良県）等と共に活用してください。

なお、手引内の「こども家庭相談センター等」とは、県のこども家庭相談センターと奈良市子どもセンターを表しています。

はじめに

児童虐待は、子どもの心身の成長、人格の形成に重大な影響を与えるばかりか、ときには尊い命を奪ってしまうあってはならない行為です。

平成31年1月に千葉県野田市で発生した小学4年生が亡くなるという痛ましい事案等を踏まえ、令和元年6月に児童虐待防止法等の改正法が成立し、これにより、親権者等による体罰禁止が明文化されました。しかしながら、令和5年6月に、橿原市において4歳女兒が母親の交際相手の男性から暴行を加えられた上、亡くなるという大変悲しい事件が発生しています。この事案では、約1か月前に児童虐待を疑う通報が寄せられていましたが、命を救うことができませんでした。このように児童虐待は深刻な社会問題であり、私たちはその防止と対処に関係機関と共同で取り組む責任があります。

令和4年度中に全国の児童相談所で児童虐待相談（心理的虐待、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待）として対応した件数は過去最多にのぼり、関係機関が切れ目無く支援すること等が重要となってきています。令和2年2月には、厚生労働省から体罰の範囲やその考え方等が示されました。また、令和5年4月にはこども家庭庁が創設されるとともに子どもの権利の保障を明記した「こども基本法」が新しく施行される等、児童虐待を含めた子どもの基本権利を守る体制づくりが進められています。これからは、「子どもの身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんな軽いものであっても体罰に該当する」という考えが社会の共通認識となり、保護者が「子どものため」と考えていても、過剰な「しつけ」や「家庭教育」により子どもの心や身体の発達が阻害される危険性があれば、あくまで子どもの側に立って判断し、児童虐待として捉え対応する必要があります。

このことを踏まえ学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを改めて自覚し、早期発見に努めなければなりません。そのため、本手引きを活用して教職員に対する研修を実施し、児童虐待対応能力の抜本的強化、意識改革を図る必要があります。

この手引が各学校において十分に活用され、児童虐待への適切な対応が一層推進されることを願っています。

令和6年3月

奈良県教育委員会教育長

吉田 育弘

目 次

1	児童虐待の基本的理解	1
	(1) 児童虐待とは	
	(2) 児童虐待の種類と子どもへの影響	
	(3) 児童虐待と発達障害	
	(4) 児童虐待と問題行動等	
	(5) しつけと児童虐待	
2	学校における対応の流れ	5
3	児童虐待の気付き・発見	6
	(1) 子どもや保護者のSOSのサインに気付きましょう	
	(2) 身体的虐待による外傷	
4	学校における初期対応	8
	○ 緊急度アセスメントシート	
5	児童虐待の通告	10
	(1) 通告と守秘義務	
	(2) 通告の方法	
	○ 児童通告書	
6	虐待状況の把握	12
	(1) アセスメント	
	(2) 記録の重要性	
	○ アセスメントシート	
7	学校における対応の実際	14
	(1) 組織的対応	
	(2) 教職員の役割	
	(3) 虐待を疑ったら、まず校内協議、そして通告	
	(4) 子どもと保護者への対応	
	(5) かかわりのポイント①（子ども）	
	(6) かかわりのポイント②（保護者）	
	(7) 関係機関との連携	
	(8) 一時保護への対応	
	(9) 継続的な在宅支援のポイント	
8	市町村の役割と機能	19
	(1) 児童虐待における市町村の具体的な役割	
	(2) 市町村における児童虐待対応の流れ	
	(3) 要保護児童対策地域協議会	

9	こども家庭相談センター等（児童相談所）の対応・・・・・・・・・・	21
	(1) 基本的機能と権限	
	(2) こども家庭相談センターにおける相談援助活動の体系・展開	
	(3) 児童虐待対応におけるこども家庭相談センターの対応と主な権限	
10	学校における児童虐待対応Q & A・・・・・・・・・・	23
11	児童虐待の通告・通報先一覧・・・・・・・・・・	27

付録 関係法令

参考・引用文献・資料

I 児童虐待の基本的理解

(1) 児童虐待とは

① 児童虐待の定義

児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）に定める「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。）について行う次のような行為をいいます。

ア 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

イ 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

ウ ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による児童に対する身体的虐待、性的虐待及び心理的虐待の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

エ 心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

② 児童虐待防止法と教育現場に求められている役割

児童虐待はしつけとは明らかに異なり、親権によって正当化されるものではありません。児童虐待防止法では、「児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える」とされ、児童の権利擁護のために、虐待を受けた児童の保護及び自立支援のための措置が規定されています。【第1条】

また、学校・幼稚園等（以下「学校」という。）及び教職員に対しては、以下の役割が強く求められています。

- 児童虐待の早期発見に努めること（努力義務）【第5条第1項】
- 虐待を受けたと思われる子どもについて、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること（義務）【第6条】
- 虐待の予防・防止や虐待を受けた子どもの保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）【第5条第2項】
- 虐待防止のための子ども等への教育に努めること（努力義務）【第5条第5項】

③ 児童虐待の起こる要因

児童虐待は以下の要因のいくつか重なったときに発生しやすくなります。

- ア 生活の中で大きなストレス（夫婦・家族関係、経済的困窮、離婚・再婚、家族の死や失業、倒産など）が加わり危機的状況に陥っている。
- イ 悩みや困ったときの支援者がなく、孤立・孤独感がある。
- ウ 望まない妊娠などで育児に対する様々な準備が不足していた。
- エ 未熟児、多胎、アレルギー体質などにより子どもの養育に著しい困難を伴う。
- オ 親が育った子ども期の養育環境の中に、愛されたという実感がないたため、我が子への愛着形成がうまくいかない。

虐待はある一つの要因から発生する場合がありますが、様々な要因が絡み合って虐待に至ると言われています。しかし、多くの要因を有するからといって必ずしも全てが虐待に結びつくものではありません。また、ある家族にとっては、これらの要因がかえって健康な家庭に向けての原動力になっている場合もあります。大切なことは、これらを支援すべき要因と捉えたり、虐待の背景と捉えたりすることによって実際の援助につなげることです。

(2) 児童虐待の種類と子どもへの影響

児童虐待は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクトと心理的虐待の4つの行為に分けられますが、1つの種類だけでなされることは少なく、いくつかが合わさって起きていることが多いです。具体的な行為は以下のとおりです。影響については、虐待の程度や内容等、個々の子どもによっても異なります。

児童虐待の種類

身体的虐待

首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、風呂で溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を口に入れる、冬場に戸外に長時間放り出すなどがあり、生命にかかわる危険なものがある。

性的虐待

性交、性的ないたずら、性的行為を強要する、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体を強要する、子どもの目の前でポルノビデオを見せるなどの行為である。性的虐待は一般的に表面化しにくい。

ネグレクト

家に閉じこめる、学校に行かせない、治療が必要でも病院に連れて行かない、適切な食事を与えない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境で生活させるなどがあり、低年齢の場合は食事を与えないなどにより死亡につながる危機的な状況も生まれる。内縁者による虐待も含まれる。

心理的虐待

言葉による脅し、大声での罵倒罵声、自尊心を傷つける言動、無視、面前DV、心を傷つけることを繰り返し言うこと、きょうだい間で差別的な扱いをすることなどである。

子どもへの影響

身体への影響

十分な食事が与えられないために発育や成長が阻害されたり、疲れやすいなどの体調不良が生じる。また、頭痛、腹痛、疲労感、その他様々な外傷、内出血、骨折、火傷、溺水などによる障害、睡眠障害、妊娠、性感染症、脳萎縮などが生じる場合もある。

知的発達への影響

虐待という脅威が続くことや情緒的関わりの欠如等は、子どもののびのびとした主体的活動を妨げる。そのことが知識や技能の習得の機会を低下させ、その結果、知的能力を低下させる場合もある。学習の遅れは、知的好奇心や学習への意欲を低下させ、学校等での不適応のきっかけにもなる。

精神・人格形成への影響

「人は信頼できない」などの信念を抱かせ、適切な人間関係を形成できないなど、子どもの健やかな心身の成長を妨げ、人格形成にゆがみをもたらす危険性を高める。「お前が悪いんだ」と繰り返し言われ続けることによって、「自分が悪い」という自尊感情の低下を招き、「生まれてこなければよかった」などと自己の存在を否定してしまう。自己否定感から自暴自棄となって、自分を傷つけたり、逸脱した行動をとってしまいがちである。また、ちょっとした注意や叱責でも、虐待された場面がよみがえって、パニックになったり、うつ状態になることもある。

行動への影響

逃れる術がない虐待は、「どうしようもないことだ」という無力感や解離症状を引き起こす。ほんの些細なことで不満や怒りを爆発させる衝動性や、相手に対して優位に立つための攻撃性、パニックなどの混乱などが見られる。時には万引きや家出などの非行や、リストカットなどの自傷行為の常習化が見られたりする。また、きょうだいの世話や、親の精神的疾患等と関連した登校禁止など、不登校として現れる場合もある。不適切な性的刺激にさらされてきている場合もあり、年齢不相応な性的言動などを示す子どももいる。

(3) 児童虐待と発達障害

子どもに発達障害がある場合、保護者は養育上の困難さを感じる事が多く、自分の子育てが間違っているのではないかという自責の念や不安をもったり、子どもに過度な叱責をするなどの不適切な接し方をしたりすることがあります。特に、保護者が子どもの障害に気付いていない場合や、その障害への理解が乏しい場合には、一層課題が増大し、虐待へとつながる危険性があります。したがって、教職員は、発達障害は虐待のリスク要因の一つであるという認識をもつとともに、子どもだけではなく保護者への支援を行うことが必要です。



ワンポイントアドバイス「多面的理解と連携」

虐待で引き起こされる子どもの状態と発達障害に起因する子どもの状態に類似性（落ち着きのなさ、衝動性など）があることに、留意する必要があります。したがって、現象面のみにとらわれず、その背景を多面的にみる事が大切です。そのために教職員は、発達障害に関する理解を深めるとともに、特別支援教育コーディネーター等と連携しながら、校内において組織的な対応を行うことが重要です。

また、必要に応じて、こども家庭相談センター・発達障害支援センター・奈良県総合リハビリテーションセンター・特別支援学校・教育委員会事務局特別支援教育推進室などの専門機関と連携することが大切になります。

(4) 児童虐待と問題行動等

① 児童虐待と非行

食事を与えられていないなど（ネグレクト）の結果、食べ物を万引きする場合があります。また、虐待による満たされない思いが、窃盗、万引きなどの行動に結びつくことも多くあります。

子どもの非行や、教職員等の指導に従わない反抗的な態度などの問題行動の背景には、子ども自身が社会に受け容れられていないと感じていることが多くあります。こうした子どもの行動を保護者が、厳しさだけで正そうとすると、子どもは、ますます受け容れてもらえないと感じ、かえって問題行動を強めてしまうことがあります。その結果、さらに保護者のしつけの厳しさが増すという悪循環が虐待につながる場合もあります。

また、虐待を受け、自分を大切に扱われた経験のない子どもの中には、性的な関係をもつことで、唯一自分を認めてもらえるという思いが潜んでいる場合があります。性的虐待を受けた子どもは、その時に感じた無力感を克服しようと、性の問題行動を繰り返すことがあるので、性の問題行動がある子どもの中には、性的虐待の被害者である者がいる可能性もあることを理解しておく必要があります。



ワンポイントアドバイス「性的虐待の対応」

性的虐待の対応は他の虐待と比べてより問題が複雑であり、事実確認が難しく、専門的な対応を必要とします。事実を繰り返し尋ねることは子どもを傷つけ、何度も話すことによって事実を反した誤った記憶を形成することにもつながります。このため、性的虐待が疑われる場合には、早急にこども家庭相談センターなどの専門機関に連絡をとり、どのような対応をすべきか相談することが大切です。

② 児童虐待と不登校

子どもには登校する意志があるのに登校させないなどの登校を妨害する虐待もあります。家できょうだいの世話をさせられている、保護者に精神的な疾患があり妄想に振り回されている、ネグレクト状態で放任されているなどの場合があります。このような状況に置かれると、登校の意欲が失われ不登校になってしまう場合もあります。

不登校の中には、子どもが登校を嫌がっているのではなく、「保護者が登校させない」のではという疑いをもつことも必要でしょう。

次の通知にあるように、子どもの安全確認を行うことは学校の責務です。

○「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（要旨）

[平成22年3月24日 21文科初第777号 文部科学大臣政務官]

児童虐待相談対応件数が年々増加する状況を踏まえ、学校等における児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を図る上での留意点等について、下記のとおり取りまとめた。

記

- 1 (1) 学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める必要がある。
 1. 幼児児童生徒の健康状態の日常的な観察により、その心身の状況を適切に把握すること。
 2. 健康診断においては、身体的虐待及びネグレクトを早期に発見しやすい機会であることを留意すること。
- (2) 児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、市町村、児童相談所等に通告しなければならない。確証がないときであっても、早期対応の観点から通告を行うこと。
- (3) ※1.は省略
 2. 不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、幼児児童生徒から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に情報提供又は通告すること。

(5) しつけと児童虐待

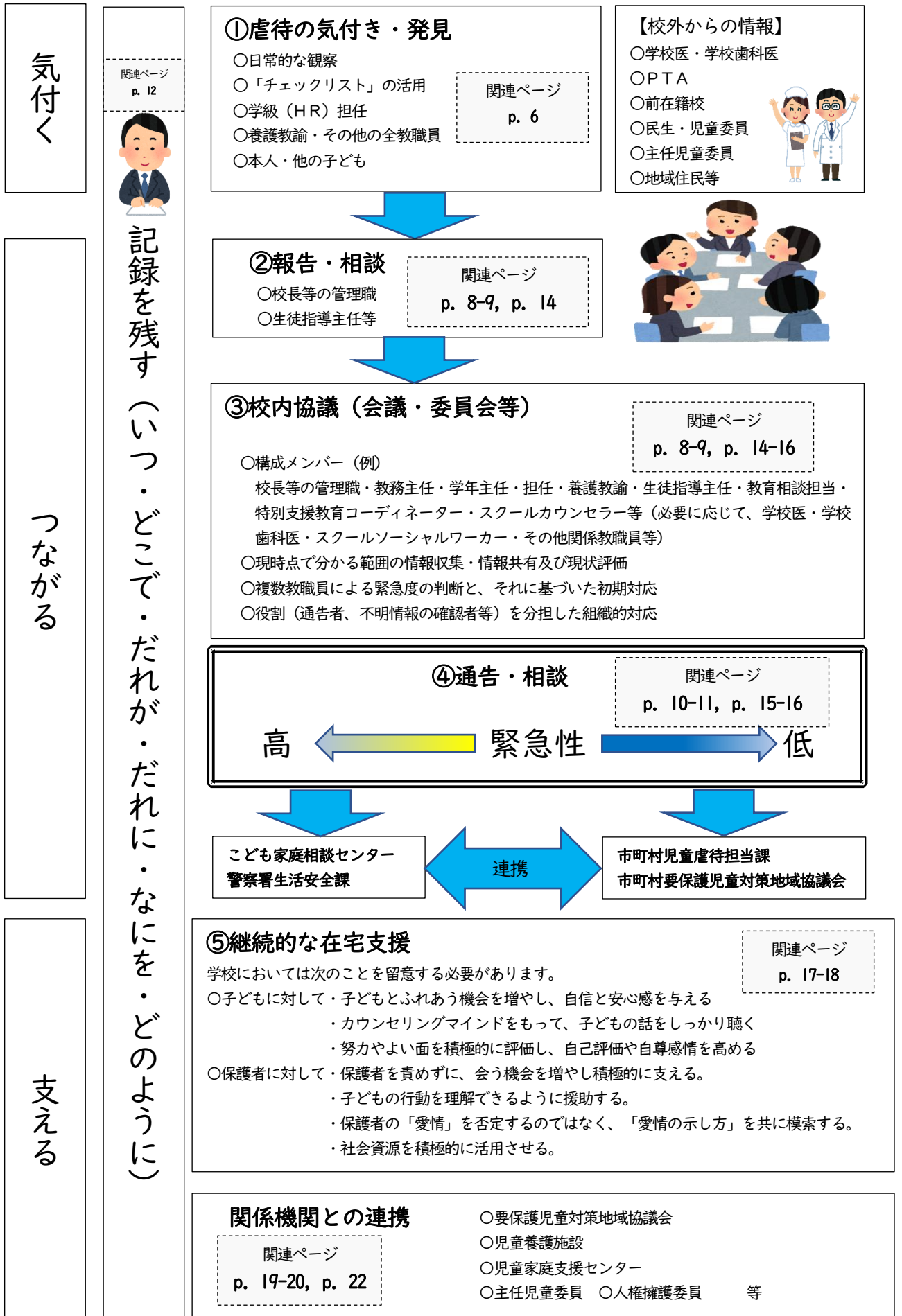
どこまでがしつけて、どこからが児童虐待かという疑問を抱くことが多いと思います。

しつけとは、本来、子どもの健全育成を目的とした行為であって、保護者は子どものしつけに関して親権を行使する際には、適切に行わなければならないとされています。一方、児童虐待は、子どもの健全育成を害する行為、すなわち、子どもの人権侵害です。虐待をしている保護者は往々にして「しつけのため」と言って、虐待を正当化します。しかし、たとえ「愛情に根ざしたしつけ」のつもりであっても、現実に子どもの心や体が傷つく行為であれば、それはまさしく「虐待」と言えます。虐待は、親の立場よりも、子どもの立場で判断することが大切です。

例えば、次のような行為は、親がしつけと言っても虐待と判断されます。

- ・言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ・大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ・友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- ・他人のものを取ったので、お尻を叩いた
- ・宿題をしなかったので、夕ごはんを与えなかった
- ・掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた

2 学校における対応の流れ



3 児童虐待の気付き・発見

(1) 子どもや保護者のSOSのサインに気付きましょう

先入観のみで判断してしまうことは良くないことですが、子どもや保護者の気がかりな振る舞いや行動から、虐待を疑ってみることは決して無駄なことではありません。様子が「変だな」「何かおかしいな」「いつもと違うな」と感じたら、子どもや保護者のSOSのサインと捉えて、しっかりと受け止めなければなりません。

虐待の行為や子どもの年齢、経過年月や虐待者との関係などによってサインは異なります。ただ一つのサインから、ただちに虐待と断定できるわけではありません。ですから、一人で判断するのではなく複数で話し合ってみることが大切です。

児童虐待発見のためのチェックリスト

年 組 氏名

子どものサイン	保護者のサイン
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 不自然な外傷（新旧の混ざった内出血、理由のはっきりしないあざや火傷、骨折）がある <input type="checkbox"/> 放置されているむし歯があったり、口腔内が衛生不良である <input type="checkbox"/> 体が汚れている（入浴していない） <input type="checkbox"/> いつも同じ服で、汚れていたり臭ったりする（洗濯されていない） <input type="checkbox"/> 季節に合わない服装をしている <input type="checkbox"/> 給食で過度な食欲を示す <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多い <input type="checkbox"/> 単独での盗みや嘘を繰り返す <input type="checkbox"/> 睡眠状態がよくない <input type="checkbox"/> 中学生まで続く夜尿がある <input type="checkbox"/> 年齢不相応な性的な言動がある <input type="checkbox"/> 性的なことに極端な関心や、拒否感を示す <input type="checkbox"/> 身体接触を極端に嫌がる又は好む <input type="checkbox"/> いつもおどおどしていて、何気なく手を挙げても身構える <input type="checkbox"/> 外泊、家出、深夜徘徊をする <input type="checkbox"/> 頭痛、腹痛、倦怠感などを繰り返し訴え、保健室へ何度も来室する <input type="checkbox"/> 家庭の話をしたがらず、家に帰りたがらない <input type="checkbox"/> 威圧的・攻撃的な態度を示す <input type="checkbox"/> 些細なことでもすぐにカッとなり、乱暴な言動がある 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 家の中が乱雑・不衛生である <input type="checkbox"/> 地域で孤立している <input type="checkbox"/> 不自然な転居歴がある <input type="checkbox"/> 極端ないらだちがあったり、不安定であったりする <input type="checkbox"/> 家庭の方針やしつけを正当化する、あるいは体罰を肯定する <input type="checkbox"/> 甘やかすのは良くないと極端に強調する <input type="checkbox"/> 思い通りにならないと、すぐに体罰をする <input type="checkbox"/> 福祉や教育機関とのかかわりを拒否する <input type="checkbox"/> 無断で欠席させたり、保護者の都合で欠席させたりする <input type="checkbox"/> 被害者意識が強く、イライラし、かかわりが乏しく、冷たい態度である <input type="checkbox"/> 能力や発達レベル以上のことを無理やり押しつける <input type="checkbox"/> 学校での健康診断を受けさせない <input type="checkbox"/> 要治療と思われる状態でも受診させない <input type="checkbox"/> 学校生活や学習に無関心である

(2) 身体的虐待による外傷

① 外傷の部位

- 不慮の事故による外傷：額・鼻・顎・肘・膝など皮下の直下に骨があって脂肪組織の少ないところ
- 身体的虐待による外傷：臀部や大腿内側など脂肪組織が豊富で柔らかいところ、頸部や腋窩などの引っ込んでいるところ、外陰部などの隠れているところ

本人や保護者の受傷原因の説明と矛盾する外傷は、身体的虐待を強く疑う必要があります。

※腋窩（えきか）：左右の脇の下のくぼんだ所

② 時間経過に伴う挫傷の色調変化

時間経過	挫傷（打撲傷）の色調変化
受傷直後の挫傷	「赤みがかった青色」
1日～5日後	「黒っぽい青から紫色」
5日～7日後	「緑色」
7日～10日後	「緑がかった黄色」
10日以上	「黄色っぽい茶色」
2週間～4週間	「消退」

③ 特徴のある外傷所見

特徴のある外傷所見	
ループ状の傷	電気コードをループ状に曲げて、鞭打つように打ち付けたときにできる傷である。
スラッピング・マーク	平手打ちによってできる皮下出血で、打ち付けられた部分のうち指と指の間の箇所には線条痕が残る。加害者の手の大きさにもよるが線条痕間の距離はだいたい2cmくらいである。
上眼瞼の皮下出血（青あざ）	眼瞼をげんこつで殴られたときに多くできる。
噛み傷	左右の犬歯と犬歯の距離が3cm以上ある場合は、大人による噛み傷である。
脱毛（抜毛）	抜けた毛の毛根が発赤している、脱毛部分が腱膜下血腫によって膨隆しているなどの場合は、頭髪を引き抜かれたことによる脱毛が疑われる。
シガレット・バーン	直径が約8mmで境界鮮明な円形を呈しており、中央部分に周辺部分よりも深い火傷が認められる場合、紙巻きタバコを押しつけられた火傷による可能性が極めて高い。単一の場合よりも、複数個まとまって認められることが多い。
鏃（やじり）マーク	液体が重力により流れると先端が下向きに鏃状を呈する現象で、熱した液体を浴びせられたときにできる液体熱傷に特徴的である。これに対して、熱した固形物でできる接触熱傷ではその物体が当たっていた部分にしか熱傷痕は認められない。
水平線サイン	液体熱傷のうち、熱した液体に浸された場合、液体の上縁に一致して水平線が形成されて、熱傷の上縁を縁取る。この水平線を基に考えれば、どのような体位で液体に浸けられていたかが推測できる。

（文部科学省「養護教諭のための児童虐待対応の手引」より）

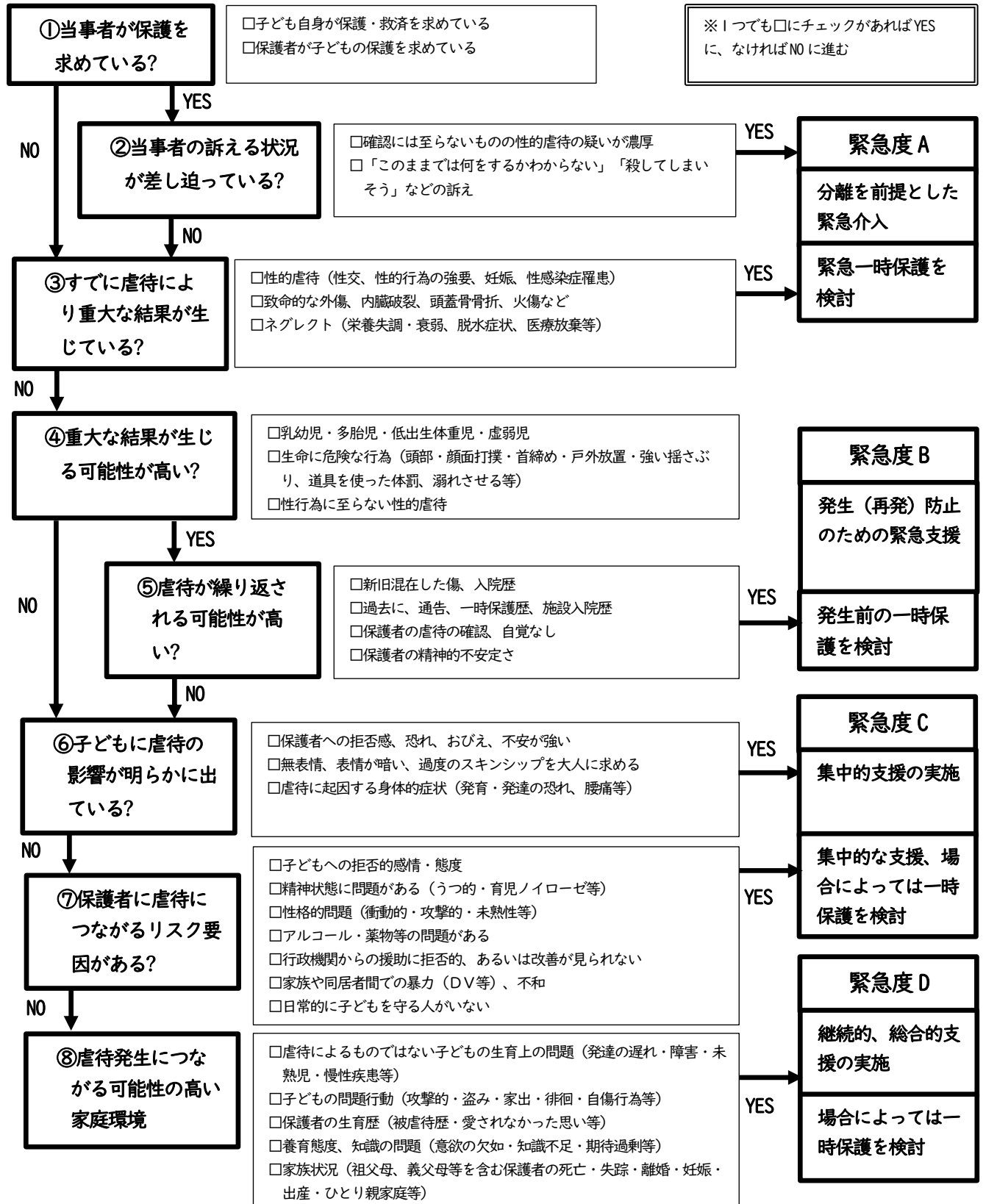
4 学校における初期対応

子どもへの虐待を疑ったら、一人で抱え込まず、それぞれの立場で得た情報を基に、緊急度や虐待の重症度等を早急に協議して判断するなど、学校としての組織的な対応が重要です。

緊急度アセスメントシート

児童生徒氏名 _____

作成日： _____ 年 _____ 月 _____ 日



(厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」(平成19年1月改訂版)を参考に作成)

虐待の重症度

1 生命の危機あり
身体的虐待等によって、生命の危機にかかわる受傷、ネグレクト等のため、衰弱死の危険性があるもの。
2 重度の虐待
今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長、発達などに重大な影響を生じているか、生じる可能性があるもの。 ① 継続的医療を必要とするほどの外傷がある（幼児で打撲傷がある、骨折、裂傷、目の傷がある）場合。 ② 成長障害や発達障害が顕著である場合。 ③ 生存に必要な食事、衣類、住居が与えられない場合。 ④ 明らかな性行為がある場合。 ⑤ 家から出してもらえない、部屋に閉じ込められている場合。
3 中程度の虐待
継続的な治療を要する程度の外傷や栄養障害はないが、長期的にみると子どもの人格形成に重大な問題を残すことが危惧されるもの。 ① 今までに慢性的にあざや傷跡ができるような暴力を受けていたり、長期にわたって、身体的・情緒的にネグレクトを受けていたために、人格形成に問題が残りそうな場合。 ② 現在の虐待が軽度であっても、生活環境などの養育条件が極度に不良なために、自然経過ではこれ以上改善が望めそうになく、今後の虐待の増強や人格形成が危惧される場合。 ③ 親に慢性の精神疾患（統合失調症、うつ病、精神遅滞、アルコールや薬物依存など）があり、子どもの世話ができない場合。 ④ 乳児を長時間大人のいない家に置き去りにしている場合。
4 軽度の虐待
実際に子どもへの暴力があり、親や周囲の者が虐待と感じている。しかし、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理が見られない。 ① 外傷が残るほどではない暴力行為があるもの。 ② 子どもの健康問題が起こるほどではないが、ネグレクトの傾向がある場合。（例：子どもの世話が嫌いで、時々ミルクを与えないことがある。）
5 虐待の危惧あり
暴力やネグレクトの虐待行為はないが、「たたいてしまいそう」「世話をしたくない」などの子どもへの虐待を危惧する訴えがあるもの。

(全国児童相談所における「虐待の実態調査」及び「家庭支援への取組み状況調査」実施要項を参考に作成)

5 児童虐待の通告

(1) 通告と守秘義務

児童虐待防止法第5条には、「学校、学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」と規定されています。そして同法第6条では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、市町村等に通告しなければならない」と定めています。この場合の通告については、校長の判断に基づいてなされる必要があります。しかし、何らかの理由により学校として通告できないときは、虐待を疑った教職員個人の判断で通告しても守秘義務違反に問われることはありません。

虐待者である保護者が、通告に関して学校に対して高圧的な態度でせまる場合があります。また、保護者等との信頼関係を考えて、通告をためらう気持ちがあるかと思います。しかし、学校等は保護者と協力して子どもを教育することと同時に、教育の専門機関として子どもを守るために毅然とした対応が求められています。このような場合に備えるため、事前に市町村、こども家庭相談センターと綿密な協議を行った上で連携し、情報元については「こちらでは何もわかりませんので、こども家庭相談センターに問い合わせてください」等と言って、保護者に伝えないようにしてください。

(2) 通告の方法

通告は口頭でも良いが、後に文書を提出することが望まれます。次頁は書式の一例です。



ワンポイントアドバイス「通告」

「通告」とは、市町村児童虐待担当課やこども家庭相談センターに、援助が必要な子どもや家庭があることを「連絡」することです。

「もし、間違っていたら…」という不安や、“疑うことの後ろめたさ”を感じる人はいるかもしれませんが、もし本当だったら、重大な結果が生じてしまうかもしれません。虐待を疑ったことは責められたりしませんし、通告者が特定されないように法律で規定されていますので、まず市町村児童虐待担当課等に連絡しましょう。

マルトリートメント (Maltreatment)

「マルトリートメント」とは、大人の子どもに対する不適切なかかわりを意味しており、従来の「虐待」より広い概念です。あざや骨折がまだ生じていなくても、殴られたり、蹴られたりすることは不適切なことでありと定義されています。

A レッドゾーン (要保護)

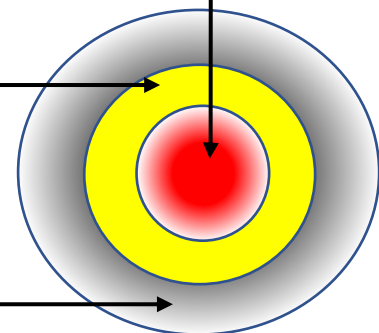
子どもの命や安全を確保するために、児童相談所が強制的に介入し、子どもを保護するレベルです。

B イエローゾーン (要支援)

問題を重症化、深刻化させないために、児童福祉司、心理職、保健師、医師、看護師、保育士、幼稚園・学校の教員、児童委員などが、セーフティー・ネットワーク (安全網) を形成し、子どもを見守りつつ、親への支援を行うレベルです。軽度な児童虐待で、問題を重症化させないために児童相談所など関係機関が支援していくレベルです。

C グレーゾーン (要観察)

子どもの権利条約や子どもへの不適切な関わりについて、地域の関係機関 (児童福祉施設、幼稚園、学校、保健所、病院など) が連携して、保護者や大人に対して啓発・教育することで、マルトリートメントを予防していくレベルです。



「マルトリートメント」の程度と社会的介入のレベル

(高橋重宏他「子どもへの不適切な関わり(マルトリートメント)」のアセスメント基準とその社会的対応に関する研究(2)日本総合愛育研究所紀要第32集より)

年 月 日

児 童 通 告 書

〇〇市（町村）長

〇〇市（町村）要保護児童対策地域協議会長 殿

（奈良県〇〇こども家庭相談センター所長）

学 校 名

職・氏名

児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項に
より、下記のとおり通告します。

子 ど も	ふり がな 氏 名	男・女	生年月日	年 月 日 (歳)
	所 属	学 校 年 組 幼稚園		
	現住所			
保 護 者	ふり がな 氏 名	男・女	生年月日	年 月 日 (歳)
	職 業		子どもとの 続柄	
	現住所			

1 虐待の状況（誰から・いつから・頻度・どのような・子どもの過去と現在の状況）

2 家庭の状況（家族構成（同居人を含む）、親の就労状況など）

3 学校生活における子どもの様子（健康状況、就学状況、学力の程度など）

4 学校の意見

※不明な部分については記載不要

※必要に応じて添付書類をつけることも可能

6 虐待状況の把握

(1) アセスメント

アセスメントは、ケースに関する情報を収集し、問題の発生要因を明らかにし、どう支援していくのかにつなげるプロセスです。つまり、なぜ起こったのか、何が問題なのかを評価することです。アセスメントシート(p.13)はあくまでも枠組みを提供するものであり、項目だけで決定したり、それだけに頼るものではありません。担当者が一人で記入するのではなく、複数の関係者や関係機関が独自に、また、協議の場での話し合いによって、各段階で繰り返し記入していくことが重要であり、その後の支援につながります。そのためにも、同じアセスメントツールを用いることは、事例に対する情報や問題認識の共有を図り、相互理解を深めるために不可欠です。

(2) 記録の重要性

児童虐待の通告を受けた市町村等は、学校の教職員の協力を得て安全を確認しつつ、正確な記録等から虐待の有無について判断します。また、この記録はその後のアセスメント、援助や法的対応にとって重要な資料となります。

<記録の留意点>

- ① 具体的なことがわかるように、時系列で（事実の発見や発生を日時順に）記録する。
- ② 虐待を疑った根拠や、その時点からの経過を伝聞情報と直接確認できた情報を明確に区分し記録する。
- ③ 役割分担をしながら、あざやケガの形状を詳細に記録したり、受診した医療機関の情報をまとめる。
- ④ 虐待を疑った子どもの発言をそのまま記録し、その際の表情、態度なども記す。
- ⑤ 保護者からの電話や面談の日時や内容、様子を経過に従って具体的に記録する。



ワンポイントアドバイス「記憶より記録」

危機管理の心構え『さしすせそ』

- さ：最悪を想定し
- し：慎重に
- す：素早く
- せ：誠意をもって
- そ：組織で対応



例

日 時	A男	担 任	養護教諭	校 長
○月○日 8:30	登校	不自然な外傷を発見、保健室へ		
8:40		事情を聴く	養護教諭が診る	
9:00		家庭へ連絡するが、保護者と連絡が取れない		担任から連絡を受ける
9:30		B医院（学校医）で診療、他の部位にも不自然なあざや傷を発見		学校医から虐待の可能性の連絡
15:00		情報収集		関係教職員による委員会の招集
○月○日 9:00				市町村の担当課(p.27)へ通告

時系列で事実を客観的に記入しましょう

2013年度版		家族構成 実父・養父・内縁男性・実母・養母・内縁女性・祖父・祖母・伯父・叔父・伯母・伯母・異父きょうだい・異母きょうだい	
該当 に ○	虐待の種類	1 虐待の程度 : 該当レベルに○、あてはまる項目を○で囲んでください	
	身体的	身体的虐待の例	
	ネグレクト	ネグレクト・養育問題の例	
	心理的	生命	頭部外傷のおそれ 乳児を投げる 踏みつける 窒息の危険 その他の生命に関わる危害行為
	性的	重度	骨折 打撲 やけど 顔面のひどい外傷 腹を蹴る 被虐待児が乳児
	要支援・特定妊婦	中度	半年以内に2回以上のあざや傷(新旧の傷) 顔面のあざ ける
該当 に ○	子の年齢	軽度	傷が残らない程度の暴力 単発の小さくわずかなケガ
	*0-2歳	危険	虐待はないが、発生する可能性が高い
	*3-5歳	ネグレクトの型	栄養・情緒・身体ケア・安全(監督)・教育・医学
	6歳以上		

家族構成 きょうだい虐待 有 無 不明	エコマップ (家族とつながる支援状況)	日付 傷の位置

*は保護との関連の 高い項目です		はい	やや	いいえ	疑い	不明	以下、該当項目と思われるものをすべてを○で囲んで下さい。 項目にないものは記入してください。 「養育者」は、家族の中で誰かが該当すれば○。
把握	2 虐待の継続*						繰り返し・常習・子を何日も放置する
	3 関係機関からの情報						児相・医療・保健・警察・学校・幼稚園・保育所・福祉事務所・民生児童委員・近隣住民・施設・その他
非 変 動	4 虐待歴						入院施設歴
	5 性的虐待*						疑い・性病・妊娠
	6 保護者の被虐待歴						被虐待歴・愛されなかった思い・厳しいしつけを受けてきた
子 ど も	15 身体の状態*						低身長・体重増加不良・発育不全・(発達・身体)障害・持病・皮膚疾患
	16 精神の状態*						笑わない・表情が乏しい・視線が合いにくい・言葉の遅れ・睡眠リズム・抜毛・自傷
	17 日常的世話の欠如						ひどいオムツかぶれ・身体衣類の汚れ・臭異・非衛生・不潔・季節に合わない衣服
	18 問題行動(気になる行動)						激しい癇癇・落ち着きなし・多動・注意惹き行動・攻撃的・遺尿・過食異食・性的行動・噛む・万引き・火遊び・夜間徘徊・家出
家 庭	19 意志・気持ち*						家に帰りがたらない・親の前で萎縮・親が来ても無表情・親の口止めに応じる
	7 家族問題						夫婦不和・夫婦間暴力・別居・家出・未婚・離婚・内縁・家族構成の変化
	8 経済問題						借金が多い・生活苦・失業・転職・計画性欠如
	9 生活環境						劣悪な居住環境・安全確保への配慮なし・事故防止不足
	10 子を守る人なし*						日常的に子を危険から守る人がいない・危険な時子の逃げ場がない
	11 精神的状态						鬱的精神症状・通院ができていない・服薬ができていない・疑いはあるが通院歴なし
養 育 者	12 性格的問題						衝動的・未熟・攻撃的・偏り・共感性欠如・人との関わりが嫌い・被害的・その場逃れ・嘘が多い
	13 アルコール・薬物*						アルコールの匂い・視線がうつろ・会話しにくい・疑い・依存症
	14 家事・育児能力*						送迎ができない・障害のため能力低下
	20 子への感情・態度						子ども嫌い・出産の後悔・可愛がったり突き放したり・疎ましい・子をけなす・ほめない・子どもに対する虐待事実の口止め、飛び込み出産
養 育 状 況 ・ 態 度	21 虐待自覚なし*						問題意識なし・体罰容認・臆主張・虐待の隠蔽・虐待者をかばう
	21-1 ネグレクト						ケア状況の怠慢・長時間の放置・食事や医療を与えない・夜間放置
	21-2 養育意欲						意欲なし・改善意欲なし
	22 養育知識						若年親・知識不足・不適切・期待過剰
	23 社会的サポート*						孤立的・親族の対立・親族過干渉・保育なし・転居
サ ホ ー ト	24 協力態度なし						機関介入拒否・接触困難
	25 援助効果なし						調整改善が期待できない

過去活用	活用中	未活用
	サービスとして使うことが期待される 地域の社会資源や人材 すでに活用中のものは左に○ 利用が望ましいものは右に○	
	子の医学治療	
	子の心理治療	
	保育所・幼稚園・通園施設など	
	ショートステイ・保育所・一時保育	
	施設入所	
	学校による指導(生活・登校など)	
	学童保育	
	生活保護	
	諸手当・年金・貸付等・就学援助	
	住宅	
	親の医学的治療	
	親のカウンセリング	
	家事育児支援(ファミサポ・ヘルパー・ 登校支援・その他)	
	グループケア・親教育	
	家庭訪問 担当機関()	
	来所相談 担当機関()	
	その他(就職・法律)	
	家族・親族の協力	
	諸手続きの付添	

当面の課題	保護者・家族の力 (プラス面・ストレングス)	担当機関	当面の役割分担
支援の目標	子ども・保護者の意見		
個別ケース検討会議開催	①しばらく様子を見る ②必要	1週間以内 2か月以内	()
開催時期	新規招集機関	緊急時	連絡先
			対応機関と方法

7 学校における対応の実際

(1) 組織的対応

学校における児童虐待への対応の基本は組織的対応です。担任一人が取り組んでも決して状況は改善されません。校内の連携を強め、組織的な対応を行うためには、日頃から児童虐待についての共通理解が必要です。「この程度なら、大したことではない」という認識が深刻な事態を招くこともあります。虐待が疑われる場合には、校長等の管理職、教務主任、学年主任、担任、養護教諭、生徒指導主任、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター等の教職員からなるチームを編成して対応することです。

(2) 教職員の役割

① 校長等の管理職

全教職員が組織的な対応を行うためには、校長等の管理職の役割は極めて重要です。管理職は、個々の教員から虐待を疑われる事案について報告を受けたら、速やかに学年主任や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど可能な範囲で関係職員を集め、それぞれがもつ情報を収集し、事実関係を整理することが重要です。

- 学校経営、生徒指導の指導方針における児童虐待防止の明確な位置付け
- 虐待対応の明確な役割分担のための校内分掌の整備
- 全教職員の共通理解のための校内研修等の実施
- 校外の関係機関（こども家庭相談センター、警察、医療機関等）との連携の強化
- 保護者や地域関係者との連携の強化

② 生徒指導主任

非行や不登校など、問題行動の背後にある虐待を発見する上で、その役割は重要です。研修や校内連携及び関係機関との連携において、実践的リーダーとなります。

- 児童虐待への対応を生徒指導の活動の一環としての位置付け
- 研修等を通じて教職員の共通理解の促進
- 校外の関係機関（こども家庭相談センター、警察、医療機関等）との連携の促進

③ 担任

日常的に子どもに接し、その変化に最も気付きやすい立場にある者として、子どものサインに注意を払うことが必要です。

また、問題行動を自分の指導の善し悪しとして捉える前に、子どものことを最優先にして、管理職や生徒指導主任、養護教諭等と相談して、組織的に対応することが大切です。

④ 養護教諭

養護教諭の職務は、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動など多岐にわたります。全校の子どもを対象としており、入学時から経年的に子どもの成長・発達を見ることができます。活動の中心となる保健室は、誰でもいつでも利用でき、子どもたちにとって安心して話を聞いてもらえる人がいる場所でもあることから、児童虐待を発見しやすい立場にあると言えます。

また、体の不調を訴えて何度も来室する子ども、不登校傾向の子ども、非行や性的問題行動を繰り返す子どもの中には、虐待を受けているケースもあります。養護教諭は、このような様々な問題をもつ子どもと日常的に保健室でかかわる機会が多いため、そのような機会や健康相談活動を通して、「児童虐待があるかもしれない」という視点を常にもって、早期発見、早期対応に努める必要があります。

⑤ 特別支援教育コーディネーター

子どもは、虐待を受けることによって、学習面を含めた発達上の問題を抱える場合があります。また、発達上の問題が要因となって、虐待を誘発している場合もあります。したがって、特別支援教育コーディネーターと連携することも必要です。

(3) 虐待を疑ったら、まず校内協議、そして通告

- ① 子どもへの虐待を疑ったら、一人で抱え込まず、校長等の管理職に報告する。
- ② 虐待を疑った経緯や緊急性、役割分担、学校としての判断や方針等を校内で協議する。
- ③ 校長等の管理職から市町村の児童虐待通告先へ電話連絡し、後ほど文書で通告する。

(4) 子どもと保護者への対応

虐待を受けている子どもは孤立感を抱き、自尊心を傷つけられていたり、自己肯定感を低めてしまっている場合があります。改まって虐待の事実を尋ねられると、口を閉ざしてしまいます。しかし、ちょっとした機会に「この頃、元気がなさそうだけど、どうしたの？」や「頑張ってるね。」と教職員から声をかけられると、虐待を受けている子どもは見守られていることを実感し、信頼感を抱きはじめます。そして、心にしまいこんだ辛さなど訴えることができるようになります。

子ども自身がリラックスできる雰囲気をつくり、担任や養護教諭等顔なじみで安心できる人が話をするなどの配慮をします。子どもは年齢や性格によって、言葉の理解力や表現力に大きな差があり、十分な配慮が必要です。

虐待者である保護者に対しては、共感的に対応する者と、社会規範的に対応する者との複数で対応する必要があります。どちらか一方の対応ではなく、それぞれの役割を複数の教職員が担うことが必要です。共感的対応は、保護者と接する機会が多い担任が担当し、法律的説明や学校としての見解などを示す社会規範的対応は学年主任や生徒指導主任、教頭などが担います。

(5) かかわりのポイント① (子ども)

接し方のポイント	かける言葉 (例)
・相づちや頷きを交えながら、話をしっかり聴き、どのような内容であっても真剣に受け止める。	○「つらかったんやね。」 ○「怖かったんやね。」 ○「腹がたったんやね。」
・辛い体験を話したときには、その勇気を賞賛し感謝する。	○「勇気をもって話してくれたんやね。ありがとう。」
・現在の身の安全を確認する。ただし、事情聴取的な質問や無理な追及にならないように配慮する。	○「〇〇に叩かれたことは、今までにもあった？ それとも、今回が初めて？」
・子どもの自責の気持ちを和らげるよう配慮する。	○「〇〇君 (さん) は悪くないんだよ。」
・「はい」「いいえ」で答えるような質問にならないように注意し、できるだけ、子ども自身の言葉を引き出す。	×「こんなあざがあるということは、きっとお父さんに殴られたに違いないね。」 (強制したり、誘導的な質問は避ける)
・ひどい虐待があっても、子どもが不安にならないよう冷静に聴く。	○「〇〇君 (さん)、ここにあざがついているけど、痛そうだなあ。どうしたんだろう？」
・その子どもを支える大人が周囲に存在するかを確認するとともに、できることを子どもと一緒に考えていくことを伝える。	○「このことを、今まで誰かに相談したかな？」 ○「どうしたらいいか先生と一緒に考えてみよう？」
・安易な約束はせず、人の力を借りれば何か変わるのではないかと期待や安心感を与える。	○「あなたがこれ以上怖い思いをしたり、傷ついたりしないように、他の人にも相談したい。」 ×「話したことは絶対に内緒にするよ。」 (通告の義務に反する約束はしない)
・子どもが通告を拒否する場合は多いが、根気強く話をしていく。	○「あなたを守るには、通告はどうしても必要なことなんだよ。」

(6) かかわりのポイント②（保護者）

接し方のポイント	かける言葉（例）
共感的対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・親の意識に焦点を当てた会話を心がける。 ・非難や批判をせず、訴えを傾聴する。 	○「今困っていることはないですか？」
<ul style="list-style-type: none"> ・親が子育てする上でどんなことに不安やいらだちを抱いているかを聴き、親の思いを受け止める。 	○「今まで頑張ってくられたんですね。」
<ul style="list-style-type: none"> ・解決に向けて、共に取り組む姿勢を見せる。 ・焦らずに時間をかけて改善していくことを伝える。 ・専門機関を紹介し、親の情緒的ケアを行う。 	○「私たちと共に、子育てについて考えてみましょう。」 ○「これから私たちと一緒に子どもを支えていきましょう。（一緒に考えていきましょう。）」
社会規範的対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の状態を考慮して、できるだけ早い段階で明確に伝える。 	○「お父さん（お母さん）の行為はしつけの範囲を超えています。事情があるにせよ、法律に照らすと虐待と判断されかねません。」
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを守り育てる教育の専門機関としての毅然とした態度を示す。 	○「虐待を疑わせるサインが少しでも見られたら、学校として法律に基づいて市（町村）等に通告しなければなりません。」
<ul style="list-style-type: none"> ・当面の具体的なかかわりについてアドバイスする。 	○「注意や叱る場合には、深呼吸して冷静になってから言い聞かせる方が効果的ですよ。」

(7) 関係機関との連携

虐待は一人で、また一機関で解決できるものではありません。福祉、医療、保健、司法等の様々な領域の機関や担当者と連携して取り組まなければなりません。外部機関との窓口を決め、情報の混乱を避ける工夫や、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議に参加して、関係機関や学校の役割分担を明確にするために、情報共有や機関連携を強める必要があります。

(8) 一時保護への対応

児童福祉法第33条には、児童相談所長が必要と認めるときは児童に一時保護を加えることができると規定されています。この一時保護は子どもの安全確保が最優先されるため、保護者の同意は必ずしも必要ではなく、子どもや親の意に反して児童相談所長の権限で子どもを親から分離することができます。保護の期間は2か月以内ですが、延長されることもあります。それだけに親子双方への影響やダメージは大きく、慎重かつ迅速に行わなければなりません。

登校してきた子どもに医学的治療を施さなければならない外傷があったり、子どもが親からの虐待を恐れて帰宅を拒否する場合、一旦下校したが学校へ逃げてきた場合など、また親が「このままでは（子どもに対して）何をしてかすかわからない。」と子どもの保護を求めた場合などは、市町村に連絡するとともに、こども家庭相談センターに緊急一時保護を求めなければなりません。連絡を受けたこども家庭相談センターでは学校等を訪問し、緊急一時保護に向けて調査面接を行い、その可否を検討して判断します。

保護者と一緒にいる家庭から子どもを一時保護する場合、家の鍵を閉めて面接そのものを保護者が拒否したりするなど、一時保護を断念せざるを得ないことがあります。また、保護者が興奮して子どもを抱きかかえて離さなかったり、保護者の混乱状態を子どもが目にしてショックを受ける心配もあります。

したがって、円滑な一時保護の実施のためには学校等で実施することが望まれる場合があり、学校の協力は不可欠です。

一時保護から在宅支援への具体的手順と留意点（例）

具体的手順	留意点
①校内での保護 ○登校時：教室に入ることなく速やかに別室へ連れて行く。 ○登校後：休憩時などを利用して、別室へ移動させる。	○他の子どもの目にあまり触れないように配慮する。 ○教科書等をそのままにして、さりげなく移動させる。
②こども家庭相談センターへの移送	○子どもの不安等が高い場合は、こども家庭相談センターの依頼に応じて、教職員が同行する。
③こども家庭相談センターでの面会	○面会は子どもへのサポートの意味でも重要である。面会の開始時期や頻度などについて、こども家庭相談センターの担当者と直接連絡をとることが大切である。
④一時保護解除後の在宅支援	○子どもが安心して戻れる環境を準備する。 ○学校等での子どもの様子を伝え、親との関わりを深める。



ワンポイントアドバイス「一時保護に対する保護者対応」

一時保護の事実を知った保護者の不安や怒りを受け止めなければなりません。しかし、理不尽な学校への非難については、「一時保護の決定・実施はこども家庭相談センターが行ったものであり、学校が決定したものではない。」と、専門機関の権限や責任で行われたことを明確に伝えてください。また、保護者からの「子どもはどこにいるんや。」などの全ての問い合わせは、「こども家庭相談センターに直接、尋ねてほしい。」と一貫して答えてください。

保護者を責めても良い方向には進みません。責任を追及するのではなく、保護者の話を傾聴することで自身の気持ちや悩みが出やすくなります。子どもがいなくなった寂しさや不安感をもつ保護者をサポートしましょう。



ワンポイントアドバイス「DV被害者の子どもを受け入れた場合の対応」

○保護者に確認しておくこと

- ・クラスに子どもを紹介する場合、名前等をどのように説明するのか相談します。
- ・登下校の方法や連絡方法について、保護者や保護施設に確認します。
- ・名簿や電話連絡網などへの記載や写真・卒業アルバムなどについても配慮が必要です。
- ・行事などで外部の方の来校がある場合の対応について、保護者や保護施設に確認が必要です。

○日常的に配慮しておくこと

- ・クラスの子どものうち当該の子どもの存在が漏れることが予想されます。平素から、子どもに対して、知らない人から友だちのこと（名前、住所、電話番号、保護者の名前等）を尋ねられても「分かりません。」と答えるよう指導をしておきましょう。
- ・平素から、下足箱、教室、廊下などに子どもの存在を見つけ出すきっかけとなる要素がないかを点検しておきましょう。
- ・追跡してきた保護者等による暴言・威嚇など通常の対応の程度を超え、教職員では対処できない場合などの緊急事態に備えて、警察（生活安全課）に相談しておきましょう。

(9) 継続的な在宅支援のポイント

こども家庭相談センター等や市町村（虐待対応担当課）による安全確認や援助方針の協議の結果、虐待の程度が比較的軽微な場合、こども家庭相談センターによる一時保護がなされず、「在宅での支援」が執られることがあります。こども家庭相談センター等や市町村（虐待対応担当課）に通告があったケースのほとんどがこの「在宅での支援」に当たると言われています。また、児童虐待を理由に一時保護された子どもも家に戻されれば、その後は通学が再開されます。

学校は、各市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の一員として、地域の関係機関と役割を分担し、連携しながら、子どもと親の状態を見守り続ける重要な役割を期待されています。「見守り」とは、本来は「積極的な変化への促し」を行い、その結果を「見守る」ことを意味します。虐待をする保護者はかわり方が難しい人も多いですが、子どもや保護者への声かけやあいさつなどのかかわりを続けていくことが必要です。

① 子どもとふれあう機会を増やし、自信と安心感を与える

虐待を受けた子どもは、「誰からも危害を加えられない」、「何を話しても責められない」という安心感を覚えることによって、素直に自分の気持ちを出すようになっていきます。

また、虐待を受けた子どもは、「自分が悪いからこうなった」という思いをもち、自信をなくしていることが多いものです。子どもたちは認められることで、自信をもち変わっていきます。

全教職員で見守る体制を整え、子どもに愛情を注ぎながら、子どもが安心してできる環境づくりが大切です。

② 友だちとの仲間づくり

虐待を受けた子どもが友だちとかかわっていくとき、弱い者に対して力を誇示したり、ときには陰でいじめを行う場合もあります。この場合、他の子どもたちへの迷惑な行動は制限する必要があります。その逆に、周囲の子どもからいじめの被害に遭う場合もあります。この場合は、いじめの被害から子どもを守る必要があります。

子どもはそうした経験を積み重ねることによって、周りの大人への信頼を深めていきます。また、自分の感情や思いを他人に伝える力が乏しい子どもも多く、教職員がその子どもの気持ちを代弁して、他の子どもたちに伝えたり、「あのときは、どうすればよかったのかな？」と、自分の行動を振り返って考えさせたりすることも必要となります。

③ 保護者を責めない

子どもを虐待する保護者は、保護者自身も同様の扱いを受けて育っていることが少なくありません。したがって、暴力や不適切な養育に違和感が少なく、自分の行為が虐待とっていないことがよくあります。

保護者の責任を追及するのではなく、会う機会を増やし、話に耳を傾けることで、保護者が気持ちや悩みを話しやすくなります。

④ 時間をかけて話し合いをする

保護者への支援では、保護者の「愛情」を否定するのではなく、「愛情の示し方」に問題があること、理屈や答えが正しくても伝え方（伝わり方）を間違えば、「しつけ」ではなく、「虐待」になってしまうことを時間をかけて話し合っていくことが大切です。



ワンポイントアドバイス「虐待による試し行動」

教職員などが子どもに気を配り、丁寧に対応していても、子どもは、わざと教職員などを怒らせるような言動をとることがあります。これは、虐待的な関係が長期に続いたために、安全な環境に置かれても、子どもが「自分の言動はどこまでが許容され、どういったことが制限されるのか、制限される場合は誰がどのような方法で制限するのか」を試すために行っているもので、虐待を受けた子どもによく見られます。子どもが教職員などを試すようなことをしてきたときには、「挑発」に乗って子どもの表面的な言動だけを取り上げて叱らずに、子どもが置かれている状況、背景を考えて対応する必要があります。

8 市町村の役割と機能

(1) 児童虐待における市町村の具体的な役割

- ① 児童虐待の通告を受取り、相談や子育て支援サービス等を活用する。
 - ② ケースの緊急度や困難度等を判断するための情報収集を行う。
 - ③ 立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴うような対応が必要とされる困難なケースについては、児童相談所に直ちに連絡する。
 - ④ 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、相談や定期的な訪問等を行い、子どもを支え見守り、家庭が抱えている問題の軽減化を図る。
- ※ ②と③については学校の協力が不可欠です。

(2) 市町村における児童虐待対応の流れ

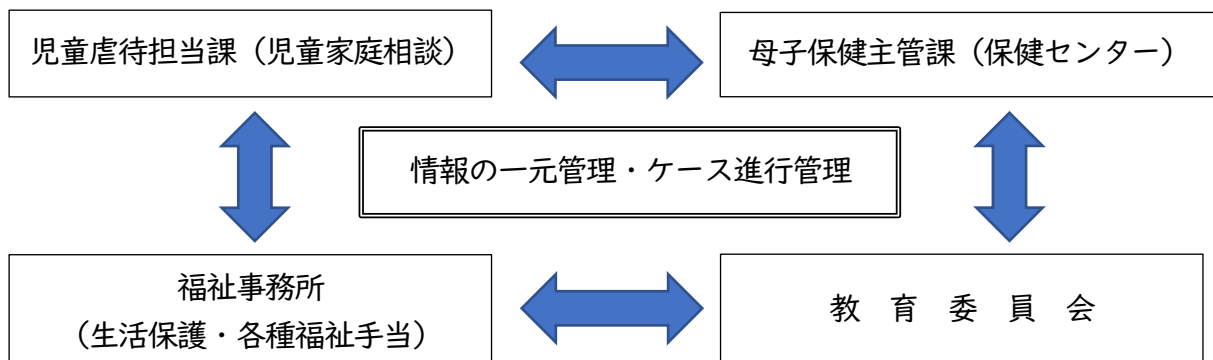
受理から緊急受理会議、調査、ケース会議（個別ケース検討会議）、連携による援助へと続く流れと、ケースの進行管理は以下のとおりです。

① 虐待通告の受付と受理

通告の受理は、状況を通告受付票や緊急度アセスメントシート（p.8）、アセスメントシート（p.13）に従って調査する。

② 緊急受理会議

通告を受けたら直ちに関係者を招集し、緊急受理会議を開催して具体的な安全確認の方法や調査内容を協議・検討します。そして、当面のケースの進行管理責任者である主担当機関・者を決めます。



③ 個別ケース検討会議

初回の個別ケース検討会議では、初期の援助方針を決定するために、次の事項を協議・検討します。

- 調査結果の報告や関係機関からの追加・補足事項などの情報の共有
- 子どもや家庭状況の整理
- 緊急性や送致の必要性などを含めた対応方法の検討
- 支援や更なる調査を「誰(機関)が、何を、どのようにして、いつまでに行うのか」といった役割分担の決定
- ケースの主担当機関や次回のケース会議開催の日時の決定



ワンポイントアドバイス「見守り」vs「放置」

個別ケース検討会議で「見守り」を役割分担として決める場合には、具体的に「何を見守り、どのように対応するのか」を明確にしないと、結果的に何もしない「放置」になってしまいます。何もしないことの言い訳に「見守り」と決めている状況もあります。「見守り」とは具体的に、1日1回、子どもの姿を把握し、3か月以内が目途とされています。

④ 連携による援助

継続的な子どもの安全確認や保護者への支援などのために、各機関が連携して援助を実施します。特に子どもが属する学校は、学校生活の様々な場面や機会を通じて、中・長期にわたる指導・援助を行うとともに、モニタリング機関としての役割を担います。

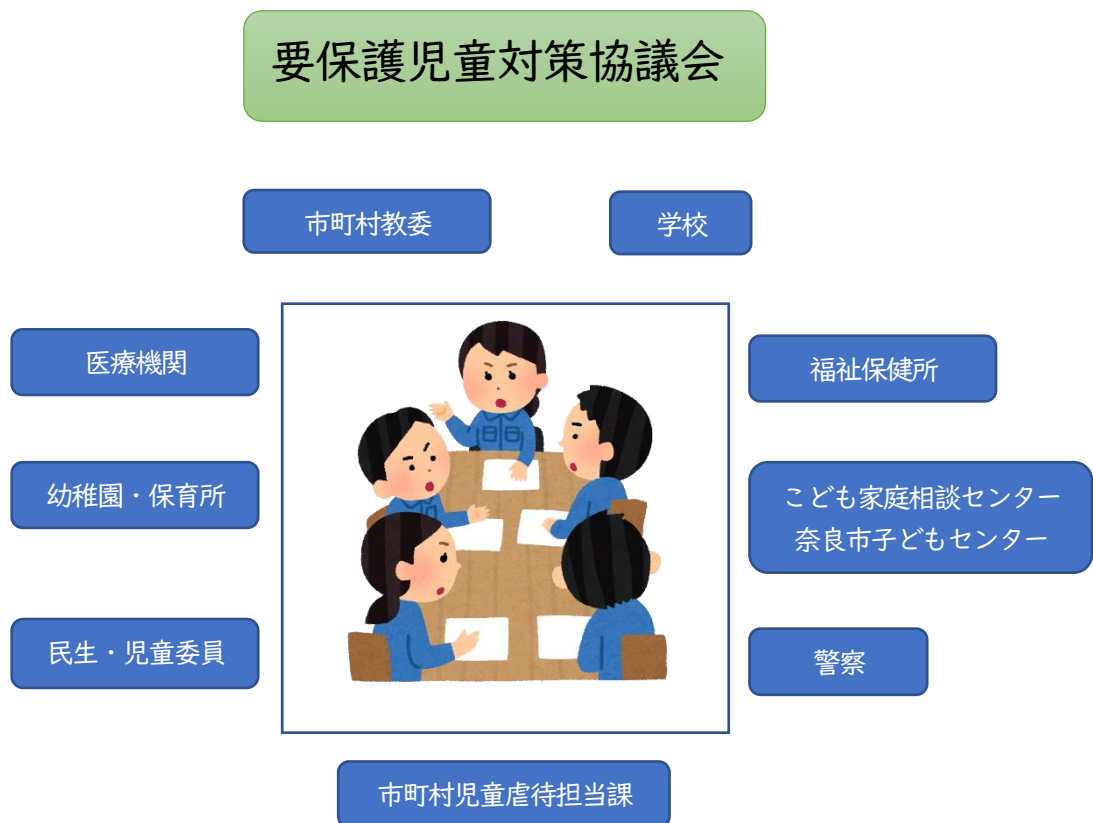
※ モニタリング機関：子どもや家庭に日常的に接し、普段は様々な援助を行い、子どもの心身の状況を把握して、その変化の兆しに気付く立場にある機関や人を意味し、虐待の早期発見と市町村への通告、関係機関への連絡など極めて重要な役割を担う機関

(3) 要保護児童対策地域協議会

各市町村の要保護児童対策地域協議会は、関係機関による情報の共有化と個人情報の保護の関係を明らかにするために、児童福祉法第25条の2により設置が努力義務とされています。

要保護児童対策地域協議会は、一般的に代表者会議、実務者会議及び個別ケース会議の三層構造で運営されています。特に実務者会議の中に位置付けられている進行管理会議では、全てのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、援助方針の見直し等が検討されることになっています。

教育関係機関については、代表者会議には教育委員会のみが出席し、会議において提供された情報は市町村教育委員会から各小学校、中学校等に周知することとし、個別ケース会議には、市町村教育委員会に加え、対象となるケースに直接関係する学校等の関係者の参画が求められる場合があります。



9 こども家庭相談センター等（児童相談所）の対応

(1) 基本的機能と権限

こども家庭相談センター（児童相談所）は、子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護することを目的としています。児童福祉司や児童心理司、医師（小児科医、精神科医）、保健師、児童指導員、保育士等の専門職員が、社会的、心理学的、医学的診断、行動診断等を基に援助方針を立て、助言や指導、施設入所や里親委託等により専門的に支援し、その福祉を図っています。

市町村が児童家庭相談の第一義的な相談援助活動を行うのに対して、こども家庭相談センターは専門的な知識及び技術を必要とするものについて対応します。

<基本的機能>

① 市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能（児童福祉法第12条第2項）

② 相談機能

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助方針を定め、自ら又は関係機関等を活用した一貫した子どもの援助を行う機能

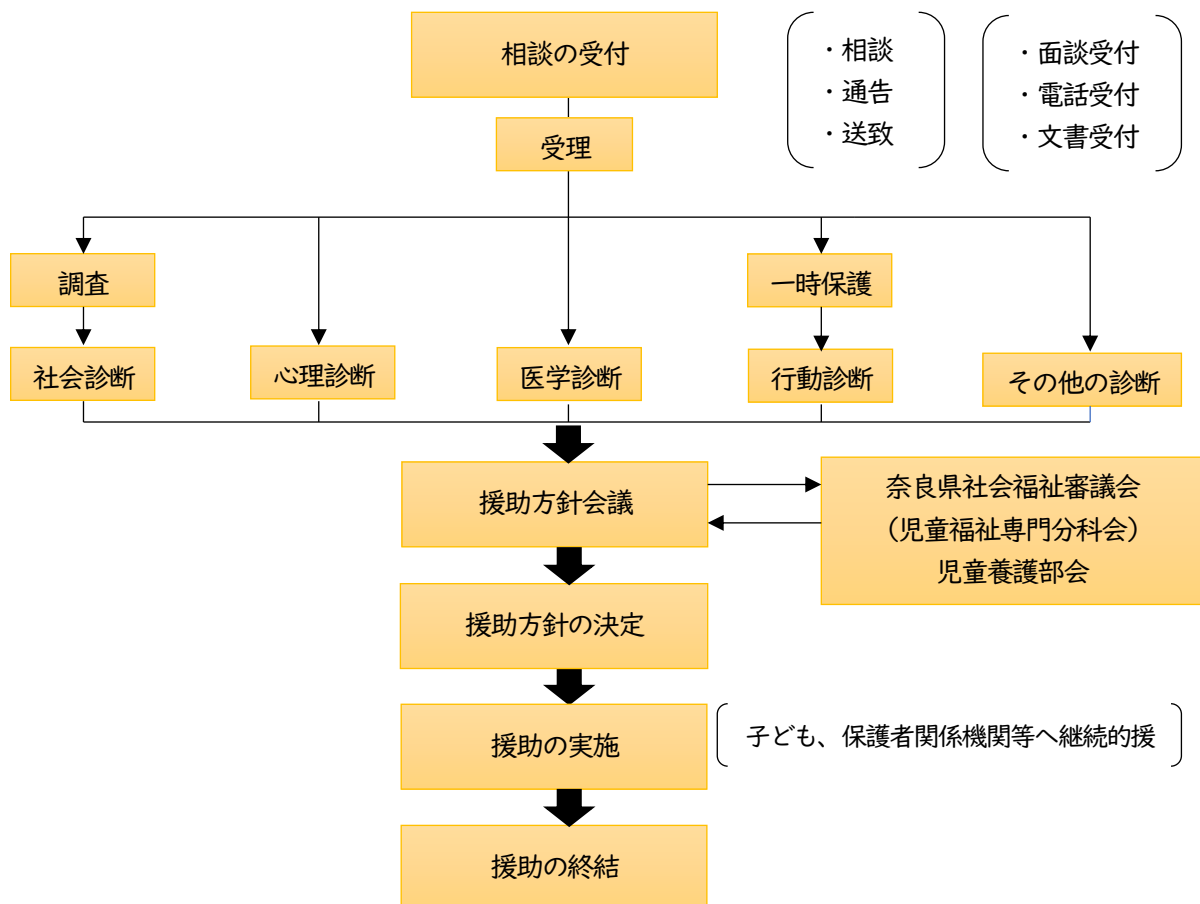
③ 一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能

④ 措置機能

子どもや保護者を児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む）、児童家庭支援センター等に指導させたり、子どもを児童福祉施設などに入所させたり、里親に委託する等の措置を行う機能

(2) こども家庭相談センターにおける相談援助活動の体系・展開（例）



(3) 児童虐待対応におけるこども家庭相談センターの対応と主な権限

市町村による指導・援助が困難な児童虐待に取り組むため、こども家庭相談センターでは各種職員によるチームアプローチと、援助方針会議等の合議制の原則に基づいた専門的な対応を行い、法で定められた行政上の権限を行使します。

① 出頭要請、立入調査、臨検・捜索

市町村等の家庭訪問が保護者から拒否された場合であって、児童虐待のおそれがあると認められる場合には、子どもと保護者に対して出頭を要請することができます。それに応じない場合には、児童虐待防止法第9条に基づいて子どもの居所に立ち入って必要な調査や質問を行うことができます。それでもなお家の鍵をかけたままなど一切の調査が拒否された場合は、再度の出頭要請を行うなどの手続きの後に、司法判断のもとで強制的に居所に入って子どもを探すなどの権限があります。

② 児童相談所長による一時保護

子どもを親から分離して保護して生活させる一時保護は、保護者等の同意が必要です。しかし、子どもの安否確認等の結果、子どもの安全確保のために一時保護が必要と認める場合には、保護者の意に反する場合であっても、児童相談所長の権限で一時保護を行うことができます。その決定に当たっては、子どもの生命にかかる重大な事態に発展する危険性や、親との分離による子どもへのダメージなどについて十分に検討します。

③ 家庭裁判所の承認による乳児院、児童養護施設（※）への入所、里親委託

児童虐待等により、保護者に子どもを監護させることが、著しく子どもの福祉を害する状態であるにもかかわらず、保護者が施設入所等に同意しない場合、児童福祉法第28条に基づく申立を行い、家庭裁判所の承認を得た上で施設入所等の措置を行うことができます。

※ 児童養護施設

虐待されている児童、その他保護者の行方不明、死亡、疾病入院、経済的理由など何らかの理由で家庭での養育が困難な児童を保護し、あわせてその自立を支援することを目的とする入所施設をいいます。

児童養護施設名	所在地	電話番号
いかるが園	636-0116 生駒郡斑鳩町法隆寺 2-12-8	0745-74-2152
愛染寮	630-0257 生駒市元町 2-14-8	0743-74-1172
天理養徳院	632-0018 天理市別所町 715-3	0743-62-0371
飛鳥学院	633-0053 桜井市谷 480-3	0744-42-2831
大和育成園	633-0253 宇陀市榛原萩原 1758	0745-82-0107
嚶鳴学院	637-0027 五條市島野町 745	0747-23-5861

※天理養徳院、飛鳥学院は児童家庭支援センターを兼ねています。

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する問題について、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整や援助を総合的に行うことを目的とする施設をいいます。

児童家庭支援センター名	所在地	電話番号
児童家庭支援センターてんり	632-0018 天理市別所町 715-3	0743-63-8162
児童家庭支援センターあすか	633-0053 桜井市谷 265-4	0744-44-5800

注) 「児童」とは、満18歳に満たない者をいいます。(児童福祉法第4条)

10 学校における児童虐待対応 Q&A

Q1 「もしかして虐待?」と考えると、どうしていいか分かりません。

A1 一人で抱え込まず、みんなで考えていきましょう。

「虐待されているのでは?」と疑われる子どもを目の前にしたとき、教育に携わる者として様々な迷いや不安が浮かんでくるのは、きわめて自然なことです。そんなときこそ、一人きりで悩まず、積極的に同僚や管理職に相談したり、こども家庭相談センター（※）や各専門機関に相談したりして、みんなで一緒に考えていきましょう。

※「児童相談所」を指す、以下同じ

Q2 「通告」と言われても、馴染みがないので敷居が高く感じられます。

A2 「通告」とは、市町村児童相談担当部署やこども家庭相談センターに「連絡」することです。

「通告」という言葉に馴染みがないので、難しそうな印象を受けるかもしれません。「通告」とは、市町村の児童相談担当部署や児童相談所に、援助が必要な子どもや家庭があることを「連絡」することをいいます。

方法には、電話や手紙、窓口で直接伝えるなどがあります。匿名でもかまいません。

「通告」では敷居が高いようなら、「虐待かどうかの判断に迷う」、「どう対応していいか分からない」といった「相談」をしてみるのがよいでしょう。

Q3 「虐待」と判断してよいのか自信がありません。

担任をしている子どもから、「お母さんにしょっちゅう叩かれる。」と相談されましたが、その子どもの顔や身体にあざがあったこともないので、虐待の証明ができません。それに「間違いだったらどうしよう。」と思うと、通告することができません。

A3 「虐待」かどうかの証明は必要ありません。

教職員が虐待を証明する必要はありません。通告する際に、虐待が疑われる理由（状況）を伝えるだけで十分です。「もし間違っていたら」という不安や、「疑うことの後ろめたさ」を感じる人がいるかもしれませんが、でも、もし本当だったら、重大な結果が生じてしまうかもしれません。

虐待を疑ったことは責められたりしませんし、通告者が特定されないようにしてもらえるので、専門機関等に連絡しましょう。

Q 4 やはり保護者との信頼関係は損なえません。

子どもの背中やお尻にいくつものあざを見つけました。その子どもの話では、食べ物をこぼすと母親から何度も強く叩かれるようなのです。でも、しつけへの熱心さのあまりの行為だと思いますし、学校では保護者との信頼関係が一番と考えているので、そっとしておきたいのですが。

A 4 子どもの立場で考えましょう。

保護者との関係ばかりに目を奪われていると、虐待している保護者と同じ目線になってしまい、傷ついている目の前の子どものことが見えなくなります。

児童虐待は、子どもの身体だけでなく、心にも消えない傷を残します。また、子どもの成長にさまざまな影響を与え、その次の世代にまで虐待が連鎖するほど、大きな影響を受ける子どももいます。

子どもの安全や健全な成長を最優先に考え、専門機関に通告しなければなりません。

Q 5 「通告」というと「密告」するようで抵抗を感じます。

暴力でしつけをされている子どもがいます。あざもときどき見かけますが、職業柄、家庭のプライバシーを密告するような抵抗感があり、「通告」に踏み切れません。

A 5 子育て支援のきっかけづくりと考えてはどうでしょう。

虐待している親のほとんどは、子育てがうまくいかず、悩んだりイライラしています。また、虐待の背景に、親の生育歴や家庭の経済状況などの複雑な要因が絡んでいることもあり、親がたくさんの悩みを抱え込んで、誰にも相談できずにいる場合もあります。

「通告」とは、親の虐待行為をこども家庭相談センター等にこっそり耳打ちすることではなく、子育て支援が必要な親や家庭について、専門の相談機関に「この親（家庭）への子育て支援に、手を貸してもらえませんか。」と援助を求めることだと考えてみてはどうでしょう。

Q6 保護者からのクレームや、怒鳴り込まれるのは困ります。

他の学校から、「こども家庭相談センターに虐待を通告したら、学校が通告したことが親に伝わってしまい、父親が怒鳴り込んできて大変だった。」と聞かされました。うちの学校にも虐待が疑われる子どもがいますが、通告をしたら、同じ状況が予想される親であり、対応に困るのですが。

A6 「機関」として組織的な対応を依頼されることがあります。

児童虐待の通告者は、特定されないように守られますが、学校が保護者から「通告された」と疑われやすい立場であることは事実です。そのため、通告を疑った保護者から、電話で激しく抗議されたり、怒鳴り込まれたりする場合があります。

保護者が抗議をしてきた場合には、①必ず複数の教職員で対応し、②「全てこども家庭相談センターの判断であり、学校の判断ではない。」と伝え、保護者と虐待の話ができるようなら、③通告義務について説明します。

その際、親の言い分を聴き、通告された（疑われた）親の気持ちに理解を示しながら、②あるいは③を繰り返して伝え、「こども家庭相談センターとよく話し合ってほしい。」と伝えるのがよいでしょう。もし、暴力的な保護者であれば、事前にこども家庭相談センターや警察に相談しておきましょう。また、実際に保護者が暴れたり、脅したりする場合は、警察に支援を求めます。外部への支援依頼や相談は、校長など管理職が窓口になるのがよいでしょう。

Q7 通告はしたけれど...

通告義務は知っていますが、前任校では、通告してもすぐに対応してもらえませんでした。あとで訪問したこども家庭相談センターの職員にいろいろ聞かれましたが、「様子を見ましょう。」と言われただけで、対応には満足できませんでした。

A7 こども家庭相談センターや地域の児童相談体制は強化されています。

児童虐待への対応は、専門機関に通告しておしまいでありませんし、通告した子どもが全て一時保護されたり施設に入所するわけでもありません。「通告」や「相談」は子どもや親への支援のはじまりの一步に過ぎないと認識する必要があります。学校は、まず市町村の児童相談担当部署や児童相談所への「通告」あるいは「相談」をし、地域で親子を支援するためのネットワークの一員になり、要保護児童対策地域協議会のケース検討会等に参加するなど、子どもと親への支援者の一員として、かかわっていく姿勢が求められています。

Q8 虐待通告した児童生徒がしばらく学校を欠席しているのですが、市町村に情報提供する必要はあるのでしょうか？

A8 速やかに情報提供をお願いします。

保護者等から対象となる児童生徒が学校を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何に関わらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（本人に面会ができ状況把握を行っている場合等を除く）には、速やかに市町村等に情報提供してください。

Q9 保護者から通告元について開示の求めがありました。威圧的に求められているのですが、どう対応すればよいのでしょうか？

A9 情報元を保護者に伝えないようにするとともに、こども家庭相談センター等と連携して対応してください。

保護者が、児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、複数の教職員等に対応するとともに、即座に校長等の責任者に連絡した上で組織的に対応してください。同時に、速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関と連携して対応するようにしてください。

11 児童虐待の通告・通報先一覧

(1) 市町村の通告受理担当課等

令和5年7月1日現在

市町村名	総合窓口	電話番号	市町村名	総合窓口	電話番号
奈良市	子ども支援課	0742-34-5597	曾爾村	保健福祉課	0745-94-2103
大和高田市	こども家庭課	0745-22-1101	御杖村	保健福祉課	0745-95-2828
大和郡山市	子育て支援課	0743-53-1151	高取町	福祉課	0744-52-3334
天理市	こども支援課	0743-63-9271	明日香村	健康づくり課	0744-54-5550
橿原市	こども未来課	0744-47-3707	上牧町	こども未来課	0745-43-5034
桜井市	こども未来課	0744-47-4405	王寺町	子育て支援課	0745-73-2001
五條市	児童福祉課	0747-22-4001 (内線 336)	広陵町	子育て総合支援課	0745-55-6119
御所市	子育て推進課	0745-62-4512	河合町	子育て支援課	0745-57-0200
生駒市	こどもサポートセンターゆう	0743-73-1005	吉野町	長寿福祉課	0746-32-8856
香芝市	児童福祉課	0745-79-7522	大淀町	子育てサポートセンター	0747-52-6801
葛城市	こども・若者サポートセンター	0745-48-8639	下市町	健康福祉課	0747-52-0001
宇陀市	こども未来課	0745-82-2236	黒滝村	保健福祉課	0747-62-2031
山添村	保健福祉課	0743-85-0045	天川村	健康福祉課	0747-63-9110
平群町	健康保険課	0745-45-8600	野迫川村	住民課	0747-37-2101
三郷町	こども未来課	0745-43-7322	十津川村	福祉事務所	0746-62-0902
斑鳩町	子育て支援課	0745-75-1152	下北山村	保健福祉課	07468-6-0015
安堵町	子ども家庭推進室	0743-57-1591	上北山村	住民課	07468-2-0001
川西町	福祉こども課	0745-44-2631	川上村	健康福祉課	0746-52-0111
三宅町	健康子ども課	0745-43-3580	東吉野村	住民福祉課	0746-42-0441
田原本町	こども未来課	0744-33-9095			

(奈良県中央こども家庭相談センターHPより)

(2) 警察署一覧 (各署の生活安全課が窓口となる)

警察署名	管轄区域	電話番号	警察署名	管轄区域	電話番号
奈良警察署	奈良市 (奈良西警察署、天理警察署の管轄区域を除く)	0742-20-0110	桜井警察署	桜井市、宇陀市、曾爾村、御杖村、東吉野村	0744-46-0110
奈良西警察署	奈良市の西部	0742-49-0110	橿原警察署	橿原市、高取町、明日香村	0744-23-0110
生駒警察署	生駒市	0743-74-0110	高田警察署	大和高田市、葛城市、御所市	0745-22-0110
郡山警察署	大和郡山市	0743-56-0110	香芝警察署	香芝市、広陵町	0745-71-0110
西和警察署	平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町	0745-72-0110	五條警察署	五條市、野迫川村、十津川村	0747-23-0110
天理警察署	天理市、奈良市 (旧都祁村区域)、山添村、川西町、三宅町、田原本町	0743-62-0110	吉野警察署	吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村	0747-53-0110

(奈良県警察本部HPより)

(3) こども家庭相談センター等 (児童相談所)

センター名	管轄区域	電話番号	センター名	管轄区域	電話番号
中央こども家庭相談センター	大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、山添村、曾爾村、御杖村	0742-26-3788	高田こども家庭相談センター	大和高田市、橿原市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、明日香村、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	0745-22-6079
奈良市子どもセンター	奈良市	0742-34-4804			

関係法令

児童福祉法（抜粋）

昭和二十二年法律第百六十四号

（市町村の業務）

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
 - 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。
- ② 市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。
- ③ 市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。
- ④ 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

第十条の二 市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

（都道府県の業務）

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 第十条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
 - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
 - ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
 - ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
 - ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。
 - ホ 児童の一時保護を行うこと。
 - ヘ 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。
 - ト 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。
 - (1) 里親に関する普及啓発を行うこと。
 - (2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
 - (3) 里親と第二十七条第一項第三号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。

（要保護児童発見者の通告義務）

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

（要保護児童対策地域協議会）

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十項に規定する保護延長者を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

（立入調査）

第二十九条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

（児童の一時保護）

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）

平成十二年法律第八十二号

（目的）

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（児童虐待の定義）

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。

4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。

二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。

(立入調査等)

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十一条の五の規定を適用する。

(児童の人格の尊重等)

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

学校教育法(抜粋)

昭和二十二年法律第二十六号

(義務教育)

第十六条 保護者(子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。以下同じ。)は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

(就学義務)

第十七条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり(それまでの間においてこれらの課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり)までとする。

② 保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

第一百四十四条 第十七条第一項又は第二項の義務の履行の督促を受け、なお履行しない者は、十万円以下の罰金に処する。

児童の権利に関する条約 (抜粋)

(生命・生存・発達への権利)

第六条

- 一 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 二 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

(親等による虐待・放任・搾取からの保護)

第十九条

- 一 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 二 一の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに一に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

個人情報保護に関する法律 (抜粋)

平成十五年法律第五十七号

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

参考・引用文献・資料



- ・学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm)
文部科学省：令和元年5月9日
- ・養護教諭のための児童虐待対応の手引 (http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08011621.htm)
文部科学省：平成19年10月
- ・子ども虐待ガイドライン～小学校・中学校教職員、放課後児童クラブ支援者のために～
平成18年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」 (<http://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do>)
- ・子ども虐待対応の手引き (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/00.html>)
厚生労働省：平成19年2月
- ・市町村児童家庭相談援助指針 (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv-soudanjo-sisin.html>)
厚生労働省：平成17年2月
- ・児童相談所運営指針 (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv11/05.html>)
厚生労働省：平成19年1月
- ・児童虐待対応マニュアル（関係機関用）～子どもたちの笑顔のために～
奈良県：平成20年3月
- ・市町村要保護児童対策地域協議会実務マニュアル 私たちのまちの子ども・子育て家庭への支援のために
奈良県：平成28年3月
- ・保育従事者・教職員のための児童虐待対応の手引き
福島県・福島県教育委員会：平成19年12月
- ・子どもの虐待対応の手引き 幼稚園・保育所・小中学校等における虐待対応マニュアル
熊本県教育委員会：平成19年3月
- ・教職員のための児童虐待対応マニュアル
千葉県教育庁教育振興部指導課：平成19年3月
- ・いのちを守り育むために ～虐待から子どもを守るための教職員用マニュアル～
高知県教育委員会：平成20年8月
- ・教職員・保育所従事者のための児童虐待対応マニュアル
埼玉県・埼玉県教育委員会：平成30年3月
- ・子どもをドメスティック・バイオレンスから守るために
鳥取県教育委員会：平成17年11月

教職員のための児童虐待対応の手引

平成20年12月発行

令和6年3月改訂

奈良県立教育研究所 教育支援部生徒指導係

〒636-0343 奈良県磯城郡田原本町秦庄22-1

TEL 0744-33-8900（代表）